

○平戸市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成17年12月27日

条例第231号

(設置)

第1条 平戸市情報公開条例（平成17年平戸市条例第15号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び平戸市個人情報保護条例（平成17年平戸市条例第230号。以下「保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、平戸市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、実施機関（公開条例及び保護条例に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 識験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(審議会の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決としたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。